

令和2年4月16日に発生した新型コロナウイルス感染症患者（42例目）に係る  
積極的疫学調査の状況について【第2報】

令和2年4月18日

本県において、4月16日に確認された、新型コロナウイルス感染症患者（42例目）の積極的疫学調査について、現在までに判明した結果を以下のとおりお知らせします。

※本日発表の情報部分は、下線のとおり

※37例目（4月14日）の感染判明を受けて、本人から県南健康福祉センターへ体調不良の相談があり、検査を実施したもの。

【患者の概要（42例目：県内37例目の同僚）】

1 年代：50代

2 性別：男性

3 居住地：栃木市

4 症状、経過

4月14日 倦怠感があるため、県南健康福祉センター（以下「センター」という。）へ相談。  
県内の帰国者・接触者外来の受診を調整。

4月15日 帰国者・接触者外来を受診。センターが検体回収。

4月16日 PCR検査の結果、陽性であることが判明。

4月17日 県内の医療機関に入院。

5 行動歴

※移動時は自家用車を使用。

- 海外渡航歴なし。県外への外出なし。
- 4月11日 37例目と双方マスクを着用の上、3時間程度接触。その後は接触なし。
- 4月14日 午前のみ37例目とは別の勤務先Aに出勤。帰宅後、母と市内のスーパーで短時間の買い物。（母・店員はマスク着用、本人はマスク着用なし）
- 4月15日 勤務先Aに出勤せず、市内へ短時間外出。（本人はマスク着用。特定の接触者はいない。）
- その他、医療機関受診以外は、自宅で過ごしており、感染が疑われるような目立った行動や接触はない。

6 濃厚接触者等について

- 濃厚接触者については、母のみ。母と勤務先Aの同僚2名について、4/18にPCR検査を実施し、陰性を確認。
- 医療機関では、適切な感染防御対策を講じているため、濃厚接触者はいない。

7 公表の考え方について

- 感染症患者の発表に当たっては、感染症のまん延防止に必要な情報と患者のプライバシーのバランスを図る必要があると考える。
- 感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期（4/14以降）の行動歴等については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表することとした。
- 一方、感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期（4/13以前）の行動歴

等については、感染症のまん延防止に資するものではないと考えるため、公表は差し控える。

◆県民の皆様へ

- ① 県民の皆様におかれでは、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の手洗いや咳エチケットなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
  - ② 次の症状がある方は、県広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）に御相談ください。
    - ・風邪の症状や37.5°C以上の発熱が4日以上続いている。  
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
    - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

御相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を御紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

- ③ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集まる 것을避けてください。
- ④ 発熱等の症状がみられるときは、会社等を休み、外出は控えてください。
- ⑤ 感染症情報の詳しい内容は、栃木県庁ホームページに情報を掲載していますので、御確認ください。

◆報道関係の皆様へ

本情報提供は、感染症予防啓発のために行っているものです。

報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。